

人権コラム 心、豊かに

◆ カウントされていない1万人

春、真新しいランドセルを背負い桜の門をくぐる新入生。それが、ひとつの法の規定によって叶わなかった。そんな過酷な人生を歩んだ人がいる現実に目を向けたことはありますか。

出生届と同時に作られる「戸籍」。しかし、日本人のおよそ1万人以上が戸籍を持っていないと推定されています。そして、その要因のひとつとなっているのが民法 772 条の「300 日規定」です。

女性が離婚した後、300 日以内に生まれた子は「前夫の子」と推定することを定めている民法は、120 年前の明治時代に制定されました。妊娠期間を表す「十月十日（とつきとおか）」を基準にしているに過ぎないと思われるこの規定には、科学的かつ合理的根拠は見当たりません。

この「300 日規定」に直面した親は極限の選択を求められます。出生届を提出すれば、「現夫の子が前夫の子」となってしまう、それを拒めば「無戸籍」となってしまう。自責、困惑、周囲の声。暗澹としたまま時だけが過ぎ、冒頭のような悲劇を招くこともあります。

無戸籍の現実に目を向けるときに重要なことは、暴力や貧困の影響です。繰り返される夫の暴力からようやく逃れ、新しいパートナーと人生を再出発し 300 日以内に出産。しかし、そのパートナーの子として戸籍を作るためには前夫と関わらざるを得ず、そうすると居場所が知られ、再び暴力に遭うといった恐怖感から手続きをあきらめたケースや貧困により出産費用が払えず、病院から出産証明を受け取れなかったケースなど、無戸籍の背景には計り知れない苦悩が隠れています。

2007 年以降、「医師の証明による親の認定と出生届の受理」に関して、国が通達を出し改善が図られていますが、すでに戸籍のない状態の人に対する有効な手段や方策はとられていません。「一億総活躍社会」の陰で、その1万分の1の人たちが生誕の証を有せず、社会参加もままならない…。今、一刻も早い救済が待ち望まれています。